

社援発 0329 第 33 号
令和 6 年 3 月 29 日

都 道 府 県 知 事
市 町 村 長 } 殿

厚生労働省社会・援護局長
〔 公 印 省 略 〕

「独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部を改正する政令」の公布について
(通知)

独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 97 号。以下「改正政令」という。）については、別添のとおり本日公布されたところ
です。

改正政令の主な内容は下記のとおりですので、十分御了知の上、関係団体等に対
し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

記

1 改正政令の内容

独立行政法人福祉医療機構が行う資金の貸付事業の対象となる施設として、母
子保健法第 17 条の 2 第 1 項に規定する産後ケア事業に係る施設を追加すること。
(第 1 条関係)

独立行政法人福祉医療機構から資金の貸付けを受けることができる者として、
母子保健法第 8 条の 2 の規定により市町村から委託を受けて産後ケア事業に係る
施設を設置し、又は経営する法人を追加すること。(第 2 条関係)

2 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第九十七号

独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第十二条第一項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

六 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十七条の二第一項に規定する産後ケア事業に係る施設

第二条に次の一号を加える。

十五 母子保健法第八条の二の規定により市町村から委託を受けて前条第六号に掲げる施設を設置し、又は経営する法人

附 則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

厚生労働大臣 武見 敬三
内閣総理大臣 岸田 文雄